

あいびす訪問介護事業所（特定事業所加算（Ⅱ）が適用されます。）

身体介護	
20分未満	166
20分以上30分未満	249
30分以上1時間未満	395
1時間以上1時間半未満	577
1時間半以上2時間未満	660

以降30分ごとに83単位加算されます。

身体介護に引き続き生活援助を行った場合		生活援助20分以上45分未満	生活援助45分以上70分未満	生活援助70分以上
20分以上30分未満	249	+66	+132	+198
30分以上1時間未満	395			
1時間以上1時間半未満	577			
1時間半以上2時間未満	660			

以降30分ごとに83単位加算されます。

生活援助	
20分以上45分未満	182
45分以上	224

予防訪問介護	
1週に1回程度	1,172
1週に2回程度	2,342
1週に2回程度を超える回数	3,715

基準緩和型	
1週に1回程度	938
1週に2回程度	1,874
1週に2回程度を超える回数	2,972

当月ご利用した総単位数に対して介護職員処遇改善加算Ⅰ（13.7%）を乗じた単位数を足します。

介護職員処遇改善加算Ⅰ	13.7%	※小数点以下四捨五入します。
-------------	-------	----------------

当月ご利用した総単位数に対して特定処遇改善加算Ⅰ（6.3%）を乗じた単位数を足します。

特定処遇改善加算Ⅰ	6.3%	※小数点以下四捨五入します。
-----------	------	----------------

金沢市にある事業所の場合、地域加算が算定されます。（1単位＝10.14円）

【費用総額】＝（当月ご利用した総単位数＋介護職員処遇改善加算単位数＋特定処遇改善加算単位数）×10.14円
※小数点以下切捨てします。

【費用総額】×90%＝【保険給付額】
※小数点以下切捨てします。

【費用総額】－【保険給付額】＝【利用者負担額】となります。